

海外経済情勢

概観

ケネディ・ラウンド(関税一括引下げ交渉)は足掛け5年にわたる交渉の末、さる5月15日主要国閣僚会議において大筋についての妥結をみた。妥結の内容については、5年間に関税を一律50%引き下げるという当初の目標には遠く及ばない縮小均衡に終わったが、ともかく交渉が妥結したということ自体、今後の世界貿易の発展に資するところきわめて大きい。わが国はこの関税一括引下げの結果大きな利益を享受すると思われるが、同時に、今後海外企業との激しい競争にさらされるととも覚悟しなければならない。

ケネディ・ラウンド妥結の数日前(5月11日)英國は、E E C理事会に対し加盟の申請書を提出了。E E C結成以後のE E C諸国の目覚ましい発展に対比した英國経済の停滞が、英政府をして再度の加盟申請を決意せしめた基本要因とみられる。英國の加盟申請については、ドゴール・フランス大統領が依然として消極的態度を表明しており、その加盟実現にはなおかなりの時日と曲折が予想されるが、英國のE E C加盟が実現した場合、それがE E Cの結束や米国との関係、ひいては世界経済今後の進展にどう響いてくるか、きわめて注目される。

国際的金利デスカレーションは、4月の米国、カナダ、西ドイツ、オーストリアの相次ぐ公定歩合引下げに続き、5月にはいってさらに英國(4日)・ベルギー(11日)の第3次、西ドイツの第4次(12日)の公定歩合引下げへと、いっそうの進展をみせた。各国の公定歩合引下げのタイミングについて、一般の予想に比して国によりそれぞれ遅速の差はあったにしても、米国の公定歩合引下げ

を契機に早晚もう一段の引下げが必至とみられていただけに、国際的金利低下は一応行き着くところへ落ち着いた感がある。なお、西ドイツの公定歩合は今次引下げで3%と欧米主要国中最低の水準となった。

米国では、過般来の財政、金融両当局の一連の措置にもかかわらず、依然として景況停滞の様相は改まっていない。3月の経済指標の一部にやや持ち直し気配を感じさせたものもあったが、4月にはいってからは自動車の販売・生産が若干の回復をみたものの、それ以外は耐久消費財、資本財等を主とする生産の低下、小売売上高の減少、失業率の上昇と、むしろ経済停滞の様相はさらに深まつた感さえある。景気の先行きについては、政府筋は年央以降好転の見通しを変えておらず、民間の一部にも3月の経済指標をながめて景気の回復は意外に早いとみる説もないではないが、大方の見方は、景気の回復は少なくとも政府の予想よりかなり遅れるとみている。ただ、ここへきて一時停戦への動きが期待されていたベトナム戦がむしろ当面拡大の方向をたどって、軍事支出の増大、財政赤字の拡大が必至とみられるに至り、これが今秋口に予想される大手労組の賃上げ攻勢の見通しとあいまって、先行きインフレ傾向を惹起する懸念もないではない。経済停滞の中でのインフレ進行という事態ともなれば、米国経済の運営はきわめてむずかしいものとなろう。

一方、金融市場は引き続き緩和基調を維持しているものの、金利は最近に至ってT Bを除く短期金利低下のテンポが鈍化し、また長期金利は下げ渋りから、このところ小反騰の傾向を示している。長期金利の小反騰については、財政赤字の増大見込みから、先行き長期金利はあまり下がらないといふ市場の態度が影響していると思われる。また、金融当局の態度もここへきてこれまでの一

貫した緩和政策から、一時模様ながめ的態度へと微妙な変化を感じさせる。

英国では、5月4日本年にはいって3回目の公定歩合引下げが実施された。国内経済の実態は一部に明るい面も出てきているが、民間設備投資の引き続いての不振を中心として、基調は依然として低迷状態から脱していない。こうした実態面の動きに加えて対外面では、海外金利の低下、pond相場の堅調、4月の金・外貨準備の増加といった好条件もあり、また、さきに発表された67年度財政予算が、懸念されていたほどの景気刺激的なものではなかったという事情もあって、公定歩合の引下げに踏み切ったものと解される。今次公定歩合の引下げ後、国内金利はおおむね順調に下がっており、とくに今後予想される長期金利の本格的低下が設備投資の回復に好影響をもたらすものと思われるが、一方このところ貿易収支の赤字が、対米輸出の伸び悩みと高水準の輸入持続から再び悪化の傾向を示しており、現行凍結令の切れる本年夏以降の物価、賃金の動きとともに先行きが懸念されている。

西ドイツでも5月12日、第4次の公定歩合引下げが実施された。年初来3回にわたる公定歩合の引下げや政府の各種景気振興策の実施にもかかわらず、民間設備投資の意欲には動意がみられず、生産の低下、高水準の失業持続と国内経済の低迷状態が続いている。一方、国際収支は引き続き好調であり、物価情勢も落ち着いているという背景もあって、公定歩合引下げに踏み切ったものと解される。前回の公定歩合引下げ幅が大方の予想に比して小幅であったため、さらにもう一段の引下げが必至と予想されていたという事情もあっただけに、今回の措置がこれまで気迷い状態にあった企業家マインドに好影響を与えるものと期待されるが、なにぶんにも目下の設備投資の不振が供給過剰、企業収益の低下を背景としているだけに、急速な回復は当分望めず、本年の国民総生産の実質成長率は昨年実績(2.7%の見込み)を下回ることはさけられまい。

フランスでは、このところ生産活動の伸び悩みが続き、経済停滞のきざしが始めてきた。物価が安定基調を持続し、貿易収支の赤字幅も輸入の伸び悩みから縮小してきているものの、E E C諸国の景気後退が續いて輸出が停滞を続け、これまで好調であった投資財の生産も受注減から増加のテンポが落ち、期待された春場の季節的需要の盛り上がりもみられず、ひとつの明るい見通しは漸次影をひそめできている。

欧州主要国のこうした経済停滞の中にあって、イタリアは民間設備投資の上昇を中心として工業生産が増加を続け、雇用状況も一段と改善されてきた。しかし、景気上昇につれて消費者物価がじり高傾向を示し、国際収支が輸出の伸び悩みと輸入の大幅な増加を主因として悪化の度を強めているなど、先行きに若干の懸念もないわけではない。

アジアに目を転ずると、本年にはいって、綿花、シート、ゴム、茶等国際原料品市況が概して改善をみないため、これら一次産品に大きく依存している西南アジア諸国では輸出外貨手取の減退から、外貨事情の悪化、食糧および開発資材の輸入の停滞が目立っている。これに対し、ベトナム周辺諸国はベトナム特需で潤い、貿易の拡大、外貨準備の増加を背景に工業化の進展を中心として経済の拡大が着実に進んでいる。こうしたアジア地域の内部における各国間の格差拡大の背景の下に開かれたさる4月の第23回エカフェ東京総会において、低開発諸国は「貿易と援助」の全般的問題、すなわち南北問題の具体的解決を訴えた。地域協力による経済開発の推進をおもな課題とするエカフェ総会において、南北問題が正面から取り上げられたことはむしろ異例に属するが、これは、明年2月、ニューデリーで開催される第2回国連貿易開発会議を控えていたからであろう。本年9月には世界の大多数の低開発国がアルジェに参集し、その準備会議が開かれる予定であり、インドはこのほど準備会議の全参加国に対して書簡を送付し、一次産品輸出価格の安定、先進諸国の援助増大と条件緩和、特恵関税の早期実現の3目

標を掲げて、各国の協力を要請した。低開発諸国が、第1回国連貿易開発会議以降4年ぶりに開かれる次の第2回会議に、なみなみならぬ期待と関心を寄せていることは想像にかたくない。

一方、先進国においても、豪州が昨年、低開発諸国の製品・半製品に特恵関税を実施し、さらにこの特恵関税の適用範囲を広げる計画であるといわれ、またオランダはすべての低開発諸国の製品・半製品輸出を対象とする一般的な特恵制度に参加する用意がある旨を表明したほか、米国でも4月のエカフェ東京総会で、ワイス米代表代理が、ジョンソン大統領はさきの米州共和国首脳會議で、すべての低開発国のために特恵関税の採用を検討することを約した旨明かにしている。

このように先進国、後進国双方において南北問題の具体的解決がケネディ・ラウンド後の世界経済の重要な課題として認識され、関心が高まりつつあるおりから、わが国としてもこの問題の今後の進展には特に注目を要するものと思われる。

ケネディ・ラウンド交渉の妥結

ケネディ・ラウンド交渉は、さる5月15日深夜(日本時間5月16日朝)、主要国閣僚會議において大筋についての合意が成立し、4か年にわたる交渉に一応の終止符が打たれることとなった。5年間に関税を50%引き下げるという当初の目標は達成されず、かなりの縮小均衡に終わつたとはいえ、戦後最大の規模と内容をもつた関税交渉が妥結に至つたことは、わが国のみならず全自由世界にとってきわめて大きな意義をもつものといえよう。

交渉妥結の内容については、ケネディ・ラウンド交渉そのものが秘密交渉であり、また例外品目リストも公表されていないため、つまびらかでない点も多いが、世界貿易史上の画期的な意義にかんがみ、以下に交渉の経緯を振り返りつつ、わが国への影響などを概観してみたい。

交渉の経緯

ケネディ・ラウンドは、1961年12月、故ケネディ大統領が関税の一括引下げを目的とする通商拡大法の構想を打ち出したことに端を発する。この構想は、翌62年10月の「通商拡大法」^(注)成立を機に、同大統領がガットの場を通じて一律かつ大幅な関税引下げを提唱したことによって具体化し、ここに画期的な関税一括引下げ交渉(ケネディ・ラウンド)が開始されることになった。

(注) 「通商拡大法(62年10月)」は1958年の「互恵通商法」に代わる時限立法で、有効期限は67年6月30日。この法律によって、米大統領は「現行関税を広範かつ部門別に5年間で50%引き下げる」一般権限を与えていた。また、英国のEEC加盟が不成功に終わったため有名無実とはなつたが、「米国とEECで世界貿易の80%以上を占める品目については関税を全廃する」特別権限も付与されている。

米国がケネディ・ラウンド構想を打ち出した背景としては、主として次のような意図が指摘されている。

- (1) 1961年7月、英国のEEC加盟申請が行なわれ、これが、実現すれば米国市場に匹敵する大経済圏が出現することになり、域内関税の撤廃と対外共通関税の設定によって米国の対欧貿易に支障をきたすおそれも生じたため、この関税差別を緩和させることにより、EEC市場への足がかりをつかもうと意図したこと。
- (2) 欧州経済の発展と米国貿易収支の悪化によって相対的に低下した米国の威信回復のため、通商面で新たなイニシアチブを発揮しようとの意図が働いていたこと。
- (3) 従来の2国間品目別交渉方式では大幅な関税引下げを期待できないことが認識されたため、主要国による多角的かつ一律大幅な関税引下げ方式を打ち出したこと。

通商拡大法の成立後、ガット内に「関税引下げに関する特別作業部会」が設けられ、交渉の準備が開始された。この準備段階では「関税格差」問題が最大の論点となり、EECと米国間で原則論の応酬が続けられたが、最終的な合意には到達せ